

## EUと社会的市場経済

鉢野正樹\*

EU and Social Market Economy

Masaki Hachino \*

*Received October 31, 2005*

### Abstract

1. The Constitution for Europe was refused by the referendum in France and Netherlands. The results of the voting brought to the light not only the negative will of the people in both countries, but also the age long negative opinion against the deepening of the Union.
2. The Economist advised that EU should be satisfied with the economic integration and give up the further advance towards “an ever closer union” of the political union. The economic journal ORDO, which was first published 1948 in West Germany, made public two critical papers on the newly drafted Constitution for Europe in 2003. One was Manfred Streit’s “The Constitution for Europe-Remarks on a Permanent Problem of Order Policy” in 2004 and the other was Lars Feld’s “A European Constitution from a Political Economy Perspective” in 2003. Streit criticized the ambiguity of the Social Market Economy, which was laid down in the objectives of the Constitution. Feld proposed a competitive federation for the political institution of EU so that EU may not be centralized and cause “democracy deficit”.
3. EU was led always by France from its start. It began its history by the declaration of the French foreign minister Robert Schuman in 1950. He called for “solidarité” among the countries in Europe. Then he proposed the European Coal and Steel Community in order to work out the solidarity among them. The batton of the leadership was handed down from Schuman through the former President of the Commission Jacques Delors to the President of the European Convention Giscard D’Estang. On the other hand, Germany made no less contribution than France on the way to build up the present EU. Its contribution

---

\* 未来創造学部  
School of Future Learning

was not confined only in the various material and financial cooperations. It has given EU a model for a state. Its good example is a Social Market Economy. So will and may be a Federal Republic.

## はじめに

欧州憲法設立条約（EU憲法）は、フランス（2005年5月29日）とオランダ（2005年6月1日）の国民投票でいずれも否決された。これによって、当初予定されていた2006年11月1日のEU憲法の発効は困難となった<sup>(1)</sup>。

EU憲法の発効には、EU加盟国25カ国すべての批准を必要とする<sup>(2)</sup>。現在（2005年10月）批准国は、主だった国でドイツ、イタリア、スペイン、オーストリア、ハンガリー等10カ国である<sup>(3)</sup>。批准を否決したフランスとオランダ以外の未批准国は、イギリスはじめ13カ国になる<sup>(4)</sup>。2005年6月ブリュッセルでの欧州閣僚理事会で、イギリスは2006年春に予定していた国民投票の延期を表明した。デンマークをはじめ6カ国は、国民投票や議会承認による批准手続きをイギリスと同様に延期した<sup>(5)</sup>。

EU憲法が、2004年10月29日にローマで全加盟国25カ国の代表者の署名で調印されたとき、半年後のこの事態は予想されなかった。それは、英誌エコノミストが「この憲法が昨年政府の首脳達によって合意されたとき、これがEUの原加盟国の二カ国の有権者によって拒絶されたり、激しく嫌われたりすらすることを本気で予想したものはほとんどいなかった」<sup>(6)</sup> という通りである。

しかし、この予想外の事態はEUをめぐる経済思想の対立を再び明らかにした。この対立は、これまであまり表面だって議論されることはなかった。だが、EU発足の初めからあったものである。それは、社会主義と自由主義との対立である。これら二つの経済思想はEU形成の歴史において、互いに対立はしたが、反発しあうことはなかった。なぜなら、平和を実現するという目標を両者は共有できたからである。しかし、社会主義は伝統的に正義を、自由主義は自由を重視する立場の相違は変わらない。したがって、これら二つの経済思想は、緊張関係をもってEUの歴史に関与してきた。EUの生成・発展・課題を、これら二つの経済思想を視点に論じることにする。

## 1. 批准と国民投票

EU憲法は批准に向けて、周到に用意されていた。EUの歴史で、調印された条約が批准されなかった例は過去にもあった。1952年に調印され、1954年にフランス議会で批准が否決された欧州防衛共同体（EDC）条約であった<sup>(7)</sup>。EU憲法は、この轍を踏まず幅広い欧州市民の支持をえるよう配慮されていた。

例えば、EU憲法の作成は、従来のEU官僚による共同体方式でなく、政府代表による政府間方式でもなく、幅広い意見の聴取を行うための諮問会議方式が採用されていた。また、EU憲法が第2部に54条からなる基本権憲章を置いたのも、これが欧州市民の利益を守る目的のあることを示し幅広い支持をえるためであった。さらに、EU憲法が欧州議会の権限強化を明確に

したのも、EUを一層民主的で、透明で、効果的にしてより多くの支持をえるためであった<sup>(8)</sup>。

しかし、以上の周到な用意にもかかわらず、EU憲法はフランスとオランダの国民投票で評価されなかった。半年あまりの間に生じた欧州市民の、このEU憲法への批判はどのように説明されるであろうか。フランスとオランダでの国民投票の結果については、以下の三点を指摘することができる。

一つに、EUを推進してきたEUエリートと、これに追随した欧州市民との間には、EU形成の関心に落差があった。欧州市民には、EUエリートがもつような、欧州市民としての一体感がない<sup>(9)</sup>。いわゆる欧州市民は、ヨーロッパ人である前に、フランス人であり、ドイツ人であり、イギリス人である。その国民意識のほうが強い。このような国民国家の壁の前に、EU憲法は前進をはばまれた。

二つに、フランスの場合に当てはまるように、10%前後の失業率を解決できない現シラク政権への国民の批判が、EU憲法の国民投票に転嫁された。EU憲法は、新規に加盟した中東欧からの労働の移動を招き、このためフランス国民の労働賃金と労働時間と職場とに悪影響を及ぼすと受け取られた。実は、EU憲法はすでに締結された諸条約を整理したもの過ぎない。したがって、フランス国民が不安を感じた労働移動を新たに規定したものではない。EU憲法に加えられた規定は、EU外務大臣の創設・全会一致による採決の対象分野の限定・欧州議会の権限の強化の三点である。しかし、フランス国民の多数にとって、EU憲法は労働条件を脅かすと受け取られた。これによって、国民投票の反対が過半数を上回った。

三つに、オランダの国民投票に見られるように、深化を進めるEUによって小国の威信喪失が恐れられた。EUは、マーストリヒト条約（1993年発効）以降、それまでの経済統合を深化させ政治統合へと移行した。これによってEUは、すでに定着した欧州共同体（欧州石炭鉄鋼共同体・欧州原子力共同体・欧州経済共同体）に共通外交安全保障条約と司法内務協力の二つを加えることになった。このような政治統合は、いずれEUの政治体制を問題にする。国家連合のように分権型か、連邦国家のように集権型の統合かは未定だが、EUエリートの目標が前者でなく後者であるのは明らかである。このため、集権型の連邦国家によって、小国は国家の主権が失われることを恐れている。それをオランダ国民は、国民投票で表したのである。

## 2. EU憲法の将来

以上の国民投票の結果を受けて、2005年6月16-17日にブリュッセルで開かれた欧州閣僚理事会は声明を発表した。声明は、その末尾で次のように述べた。「最近の展開により、批准プロセスを継続することの合法性に疑いが生じるわけではない。こういった展開を反映し、必要ある場合には、各加盟国の状況に応じて批准スケジュールを変更することを我々は合意した。我々はこの問題について2006年前半に再検討すること、そして、各加盟国における議論を全体的に評価し、次に進むべき方向性について意見をまとめることに合意した」<sup>(10)</sup>。

声明は、欧州閣僚理事会が当面批准スケジュールの延期を認め、2006年前半の再検討ではEU憲法第4部一般及び最終規定IV-446条第2項の規定「本条約は、もしすべての批准文書が寄託されれば、2006年11月1日に発効する。そうでなければ、最後の調印国の批准文書が寄託された月の次の月の1日に発効する」が想定されている。さらに、次に進むべき方向性につ

いては、付属文書である最終議事録 (FINAL ACT) A. 当該憲法の規定に関する宣言にある、欧州憲法設立条約の批准に関する宣言が想定されている。そこには「もし、欧州憲法設立条約の調印の二年後に、同盟国の5分の4が批准をし、一つあるいはそれ以上の同盟国が批准の手続きに困難を生じたときは、問題は欧州閣僚理事会に委託される」とある。欧州閣僚理事会は当初予想しなかった事態に遭遇して、このように三つのステップを踏んで批准を果そうとしている。しかし、批准に関する宣言を援用するには、二年後である2006年10月28日までに加盟25カ国中の4/5 (20カ国) の批准が必要である。それまでに、残り10カ国の批准が終わるかどうかは疑問である。

EU憲法は周到な用意があつたにもかかわらず、批准の段階で困難に直面したことは明らかである。そこで、EUは将来どうなるかが新たに問われることになっている。

### 3. EU深化の問題 —— イギリスの自由主義からの批判 ——

EUの問われる問題として、EU深化がある。これは、イギリスの自由主義からの問題提起である。それは、EU憲法の白紙撤回を求める意見となって出されている。EU憲法の白紙撤回は、これまで締結されたEU条約を失効させるものではない。しかし、もし白紙撤回ということになれば、EUがマーストリヒト条約以降進めてきた経済統合から政治統合への深化が抑止される。なぜなら、EU憲法はなによりも、欧州市民にEUの政治統合への同意を求めたものだからである。

EU憲法の白紙撤回を求めた英誌エコノミストの意見は、経済統合から政治統合への深化に反対する立場を代表する。同誌は、それを以下のように述べている。

「当該憲法の拒絶は、より深い政治統合という、そして1957年のローマ条約の有名な一節にある『一層緊密な連合』という夢の終わりのしるしである。EUは、これに代わってより緩やかで、より連邦的でない分権化したクラブにすべきである」<sup>(11)</sup>。

英誌エコノミストの意見は、以上のように明快である。EUは経済統合までで充分であって、それ以上に進むべきではないというのである。これによれば、EU深化はマーストリヒト条約までで充分であって、憲法条約まで進む必要はないというのである。同誌のいう「死んだヨーロッパ」(the Europe that died) というのは、マーストリヒト条約以降の政治統合を指すヨーロッパであり、「救うべきもの」(the one to save) というのは、経済統合を指したヨーロッパのことである。確かに、EU憲法の批准をめぐる問題の一つは、経済統合から政治統合への岐路に関わる問題である。

英誌エコノミストの意見は、EU発足の初めからあつたイギリスのEUへのスタンスを示すものでとくに新しいものではない。EUのスタートになった石炭鉄鋼共同体のはじめにおいてアメリカと大陸との仲介役を果す外交政策上、また英連邦との結末のために欧州自由貿易連合 (EFTA) を結成した経緯から、さらに国家の主権と国益のため、自由主義の立場をとるイギリスの保守主義はEUとの間に距離を置こうとした。このイギリスの立場は、石炭鉄鋼共同体設立当時には、欧州統合を指す連邦主義者 (federalist) に対して同盟主義者 (unionist) と呼ばれた<sup>(12)</sup>。

しかし、もしEUの政治統合さらに進んで欧州統合を見果てぬ夢と結論づけると、逆に、EU

の存在理由 (raison d'être) とはなにかが問われることになる。なぜなら、EUはその発足当初から、政治統合さらに欧州統合を目ざして創設された歴史があるからである<sup>(13)</sup>。

第2次大戦後、世界に成立した経済再建の国際秩序にはガット・国際通貨基金・世界銀行を基礎にしたアメリカ型と、欧州石炭鉄鋼共同体・欧州原子力共同体・欧州経済共同体を基礎とするヨーロッパ型の二つの経済統合があった。前者は世界レベル、後者は地域レベルの経済統合であった。いずれも、戦前の経験を踏まえて保護貿易による国家間の対立・紛争・戦争の再発を防止するという共通の認識をもって、自由貿易による平和の実現を目標にした。ただし、アメリカ型は平和の実現を自由貿易による経済統合にとどめ、それを超えて世界の政治統合にまでは進まなかった。アメリカは、政治面からの国際紛争の調停は国連に委ねた。したがって政治統合は、アメリカにとって平和を実現する条件にはならなかった。

一方ヨーロッパ型は、関税同盟によってヨーロッパ内 (域内) に自由貿易を実現し経済統合をするだけでなく、政治統合をも実現して欧州統合によって平和を実現しようとした。英誌エコノミストのいう欧州経済共同体 (EEC) 条約の有名なフレーズ「より一層緊密な連合」(an ever closer union) は、単に関税のないヨーロッパにとどまらず、国境のないヨーロッパを目ざすものであった。

経済統合にあわせ政治統合によって平和を実現する平和の思想は、1950年に発表された以下のシューマン宣言で明らかにされている<sup>(14)</sup>。

「経済共同体は、これまで長く流血の分断によって対立してきた国家同士の間により広くより深い共同体 (une communauté plus large et plus profonde) の酵母となるであろう」。

シューマン宣言は以上のように、経済統合を最終目標にしていたのではなく、それを超えて政治統合そして欧州統合を最終目標にしていた。この平和の思想は、EU憲法の前文にも以下の表現で継承されている。

「ヨーロッパの人々は自己の国家の伝統 (アイデンティティ) と歴史とに誇りをもちつつ、これまでの分断を乗り越え、より一層緊密に団結して (united ever more closely)、共同の運命を鍛え上げることを確信し…」。

EUが、もし経済統合を最終目標にして政治統合を断念すれば、EU創設の当初の目標は失われる。そうすれば、EUはアメリカ型と同じ自由貿易による平和を目ざす経済統合となる。第2次大戦以降60年の歴史を回顧すると、自由貿易が世界の繁栄と平和とに果たした役割は正当に評価されなくてはならない。自由貿易が、少なくとも、50年を超える歴史で平和を担ったことは確かである。したがって、平和の実現には経済統合だけで充分で、政治統合までは必要がないというイギリスの自由主義あるいは保守主義の意見は軽視できない。

イギリスによって提起されているEU深化の問題は、平和の思想に帰着する。平和は経済統合だけで保障されるという意見と、経済統合に政治統合を合わせた欧州統合を必要とするという意見とが、EU深化をめぐる対立している。前者は先に述べたように同盟主義者、後者は連邦主義者と呼ばれることもあった。これは、主としてイギリスとフランスとの対立に見られる。同じような対立は、機能主義者 (functionalist) と制度主義者 (institutionalist) との間にもあった。これは石炭鉄鋼共同体の当初に、ドイツの自由主義者とフランスとの対立において見られた。EUの政治統合をめぐる、EU発足当初にあったこれら古くからの対立が、EU憲法の批准を契機に再度表面に現れてきた。

#### 4. EUと社会的市場経済 —— マンフレット・シュトライトの批判 ——

EUが問われる問題のもう一つとして、EUにおける分権と集権とがある。これは、ドイツの自由主義からの問題提起である。

2003年7月28日、欧州諮問会議議長ジスカール・デスタン前フランス大統領はEU憲法草案を、イタリアの欧州理事会首脳（チアンピ大統領とベルスコニ首相）に提出した。この草案に対して、ドイツの年報誌オルドー（ORDO）に批判的な論文が掲載された。

オルドーは、1948年経済学者ワルター・オイケンと法学者フランツ・ベームとによって創刊された。オルドーは、創刊号の序文にあるように「国内的と国際的との秩序の創造」を目的にした。このようにオルドーは秩序を研究の課題にしたが、その秩序とは自由を守るための秩序であった。したがって、オルドーに寄稿する者は世界の自由主義思想家達である。後にフリードリッヒ・ハイエクもオルドーに加わるが、これによってオルドーでは、オイケンのように秩序を重視する秩序自由主義（Ordo-Liberalismus）と制度設計に懐疑的なハイエクとを区別することができる。この場合、ハイエクをオイケンと区別して新自由主義（Neo-Liberalismus）ということもある。しかし、自由の価値を中心に置く経済思想において両者の間に開きはない。

マンフレット・シュトライトは、オルドー第55巻（2004年）にEU憲法草案を批判する論文を掲載した。この中でシュトライトは、EUが社会的市場経済を目的にしている点に関して以下の批判を行った<sup>(15)</sup>。

「憲法草案は、第1条3項でEUの目的として『高度に競争的な社会的市場経済』をあげている。しかし、この目的はこれに混同が付きまどっている限り疑わしい。欧州諮問会議のドイツ代表は、彼らにとって周知の経済政策の構想である社会的市場経済（die Soziale Marktwirtschaft）が、経済政策の目的にされたことを知っていたはずである。ところで、構想というものは経済政策上の行動の基準となる行動原則をともなうものである。しかし、この行動原則が経済政策の担当機関である欧州委員会に委ねられているのである」<sup>(16)</sup>。

シュトライトは、EUがドイツに起源をもつ社会的市場経済を目的に掲げたこと自体を批判したのではない。問題は、社会的市場経済がドイツでたがいに対立する二つの政党（CDUとSPD）のいずれからも採用されたため、社会的市場経済という同じ言葉が両様に使われていることにある。シュトライトがEUは社会的市場経済を目的にすると、この目的には混同があるというのはこのことである。

社会的市場経済は、これを最初に経済体制の名称にしたCDU（キリスト教民主同盟）では自由主義の立場で、SPD（社会民主党）では社会主義の立場から運用されている。EUがいずれの立場で運用されるにせよ、この構想の行動原則が両様であって定まっていなければ、この決定が委ねられる欧州委員会が経済政策の立案と実施の二つの権限をあわせもつ。この際、実施だけでなく立案にも権限をもてば、欧州委員会は自由主義でも社会主義でもいずれの行動原則でも用いることができる。シュトライトが批判するのは、行動原則に定めがない限り、欧州委員会の裁量権に制約がなくなることである。シュトライトの問題提起は、ハイエクが提起したと同様に、立法権と行政権をあわせもてば権力の増長が生じるということであった。このためEUには、集権という問題が常に自由主義からは指摘されている。なぜなら、自由と権力の間には、権力は自由を制限し、逆に自由が権力を抑止する二律背反の関係があるからである。

シュトライトが指摘した欧州委員会への権力の集中は、反面その他のEU機関である欧州理事会や欧州議会の権力の喪失になる。それは、EU加盟国の議会や政党へと波及する。その結果、欧州市民は政治参加と政策決定からは遠ざけられ排除される。この現象は、democracy deficit (Demokratiedefizit) と呼ばれている。これは、民主主義の赤字と訳される。権力バランスが崩れると、権力を失う側に権力の赤字(欠損)が生じるからである。このため、権力の赤字は民主主義を損なうことになる。シュトライトは、欧州委員会が以上のように立法権と行政権とを統合し、EUを集権型にすることを警戒し批判したのである。集権型は、政治体制と経済体制に自由の喪失をもたらすからである。

## 5. EUと連邦国家 ——ラルス・フェルトの批判——

ラルス・フェルトは、オールドー第54巻(2003年)に掲載した論文で、EUにおける分権と集権を政治経済学の立場から問題にした。フェルトは、EUの政治体制を国家連合 (Staatenbund) と連邦国家 (Bundesstaat) に分け、EUが向かう政治体制を連邦国家と仮定して、連邦国家の問題を明らかにした<sup>(17)</sup>。EUが国家連合であれば、加盟国は国家の主権・独立・権限を制約されることが少ない。しかし、連邦国家になれば、加盟国はEUによってこれらのものが制約される。

例えば、EUが国家連合である間は、オランダ・ベルギー・ルクセンブルグ・デンマークなど豊かな小国は、国家の主権の制約を恐れなくてもよい。外交・防衛・財政の自由裁量権は保持できる。しかし、EUが国家を超えた国家となる連邦国家では、小国は主権の制約を恐れなければならない。EUの傘の下は安全ではあっても、自由ではない。このため、小国がEUに自由と安全の二つの保障を求めれば、国家連合に近い連邦国家が理想になる。他方、南欧・東欧の小国にとっては、EUの傘は自由のためというより、安全のために魅力がある。EUの傘の下では、軍事的にも経済的にも安全である。

EUの政治体制を国家連合にとどめ連邦国家へと進めないというのは、EUを経済統合にとどめ政治統合にまで深化させないという意見と同じである。国家連合と連邦国家とを比較すると、前者は国家主権の留保、後者は国家主権の委譲を求める。主権をめぐる以上の対立は、実は、古くて新しい問題である。

古くは、社会契約をめぐるホッブスとロックの対立にまでさかのぼる。万人の万人に対する戦いは、社会を形成する各人(甲と乙)が、互いの合意によって第三者である丙に各人の主権を委譲することで戦いは収束し、平和は実現するというのはホッブスの意見であった。ロックは、ホッブスとは異なり各人が互いの合意によって各人の主権を相互に承認しあうことが戦いを収束し、平和は実現するという意見であった。

しかし、ホッブスとロックの社会契約説はそれぞれ欠点をもつ。ホッブスの社会契約説では、甲と乙との主権を委譲された丙の権力が、レヴァイアサンとなって甲と乙との存在を脅かす。レヴァイアサンが、甲と乙との守護者になるか威嚇者になるかは分からない。このような集権型の政治体制は、絶対主義の時代にも全体主義の時代にも成立した。しかし、この政治体制は近代ヨーロッパの歴史では成功しなかった。

他方、ロックの社会契約説にも欠点がある。なぜなら、契約当事者である甲と乙とが善意の

当事者であれば問題はないが、相互に承認しあった主権をいずれか一方が侵害することがあるからである。民主国家が発達させた立法・行政・司法の三機関は、このようなロックの欠点を克服するために設けられた。このように、ロックでもホッブスのレヴァイアサンでなくても、甲と乙を超えた丙という第三者機関を必要としている。ただ、ロックの伝統に立つ民主政治は、ホッブスの専制政治に比べると集権的でなく分権的である。18世紀末フランス革命以降、市民社会は分権型の政治体制として発達してきた。

EUは連邦国家を政治体制とすると、加盟国の合意によって主権がEUに委譲される。EU憲法は、EUが加盟国にとってレヴァイアサンにならないように、EUと加盟国の関係が民主的であるように規定している。例えば、第1部第1編EUの定義と目的第I-5条のEUと加盟国との関係の第2項には、以下の規定がある。

「真摯な協力の原則に従い、EUと加盟国とは相互の完全な尊重において、当該憲法に由来する任務を遂行するに当たり互いに協力しなくてはならない」。

さらに、第3編EUの権限第I-11条の基本原則において、EUは授与の原則によって加盟国が授与すると認めた以上の権限は行使できないこと、補完性の原則によってEUは加盟国レベルではできずEUレベルでしかできない外交・防衛・経済等の共通政策以外の権限は行使しないこと、比例の原則によってEU憲法に規定された目的に比例した以上の権限は行使しないことが定められている<sup>(18)</sup>。

しかし、EU憲法の以上の規定にもかかわらず、EUが集権型の連邦国家に移行することが警戒されている<sup>(19)</sup>。例えば、法律の起案が欧州委員会の専権事項であることが批判の対象になる(第I-26条第2項)。欧州委員会が、立法の過程で主導権をもつことは、立法機関としての欧州議会の権能を損なうことになる。欧州議会の議員は、欧州市民の選挙で選ばれる限り、欧州議会に法律の審議権はあっても提出権がなければ、民主主義の赤字が生じることになる。欧州市民が、政治参加と政策決定とから遠ざけられ排除されるからである。

このため、フェルトは連邦国家にしたときのEUが民主主義の赤字を出さないようにするために三つの提案を行った。

一つは、憲法の制定である。憲法の制定が必要なのは、連邦国家を建設するためというのではない。連邦国家になったときのEUを、レヴァイアサンにしないためである。これが、フェルトの意見であった。近代憲法は共通して、まず国民の基本的な人権を規定する。つぎに、基本的人権を守るための機関を規定する。そして、その機関の三権分立を規定する。この近代憲法の構成は、ハイエクの憲法に関する意見に一致する。ハイエクは、憲法は国家主権を規定するのではなく、国家主権の制限を規定するという。フェルトは、ハイエクのこの意見に従い、EU主権のためではなくEU主権の制限のためにEU憲法の制定を提案した<sup>(20)</sup>。

二つは、憲法の国民投票と、憲法と法律との発議権をEU憲法に規定することである<sup>(21)</sup>。憲法の批准は、25カ国の間で国民投票と議会承認の二通りで行われている。フェルトは憲法草案が出されたときに、憲法の批准を議会承認でなく国民投票で行われることを提案した。国民投票による直接民主制が、民主主義の赤字の解消になり、欧州市民の一体感を高めさせることを期待したからである。フェルトの提案には、税制の国民投票もふくまれる。国民投票にせよ、法律の発議権にせよ、税制の国民投票にせよ、このような公共選択(public choice)の拡大は、欧州市民を政治に参加させ、欧州政治から民主主義の赤字をなくさせ、欧州市民には自己選択



による自己責任を意識させる。公共選択は、人間本性の発動を容易にする。なぜなら、人は自分で決めたことには積極的になるからである。これによって、経済効率も向上する。政治経済学は、このように公共選択と経済効率との関係を問題にする。

三つは、競争的な連邦制（Wettbewerbsföderalismus）の提案である。フェルトは、共同的な連邦制（kooperativer Föderalismus）に、競争的な連邦制を対比する。後者は分権型で、前者は集権型の連邦制である。現実の連邦国家が、いずれのタイプに分類されるかは定まっていない。一つのカテゴリによればスイス・カナダ・EUが競争的な連邦制、アメリカ・ドイツ・オーストラリアが共同的な連邦制とされている<sup>(22)</sup>。しかし、この分類ではEUが分権型になっているが、それは単にEUではまだ国家単位の一団感（アイデンティティ）が強いからだけである。決して、EUの連邦制が競争的な連邦制で運営されているからではない。EUが競争的な連邦制で運営されれば、地方政府に相当する加盟国の間に多様な差異が生まれ競争が起こる。文化だけでなく、付加価値税の税率も、社会保障サービスも多様となる。競争的な連邦制は、競争的な社会的市場経済と同様に、EUをより民主的、分権的、多元的にする。競争の結果、効率は上がる。

自由主義は、効率向上のために競争原理や市場原理を経済原則にすると理解されることが多い。特に日本では、構造改革・規制緩和・地方分権などの経済政策が経済効率を目的に実施されると理解されている。しかし、自由主義にとって経済効率は結果であって、目的ではない。目的は、権力の分散である。権力の分散は、小さな権力が大きな権力によって自由が制約されない秩序を形成するためである。このような秩序は、幅広い人間個人あるいは人間集団に自己の能力を発揮する機会や意欲を保障する。このような秩序が、機会や意欲を失うときの人間個人や人間集団にセイフティネットを用意すれば、より高度な経済社会を実現する。

## 6. EUとパリ・ボン枢軸

EUは、その発足のはじめから自由主義の批判を受けることが多かった。この傾向は、EU憲法の制定を契機に現れたエコノミスト誌や年報誌オールドの批判でも継承されている。しかし、自由主義からの批判もEUの発展を阻止することはなかった。また、これによってEUが決裂することもなかった。それには、二つの理由がある。

一つに、EUは発足当初からフランスがリードしてきたことがある。第2次大戦が終わった1945年以後、ヨーロッパは戦勝四カ国（米英仏ソ）による占領期間にはじまり、1949年からの米ソの冷戦、これ以降米ソに分かれてのヨーロッパの経済復興支援の開始があった。そして、1950年に入った。

1950年に、EUの発足を促したシューマン宣言がフランスで出された。シューマン宣言には、マーシャル計画に矛盾するものではなく、アメリカも独仏和解を目的にする宣言に賛成した<sup>(23)</sup>。しかし、その後創設された石炭鉄鋼共同体をはじめとする欧州共同体はヨーロッパのアメリカからの独立宣言の性格をもっていた。シューマン宣言が発表されたとき、これに最も同調したのはドイツのアデナウアー首相であった<sup>(24)</sup>。アデナウアーの主たる関心は、経済よりは政治であった。これが、ドイツのヨーロッパ政策をめぐるアデナウアー首相と経済大臣エアハルトとの対立の原因だった。アデナウアーは、ドイツ（西ドイツ）の主権の回復を最重要課題とし

た。エアハルトは、一部の国家とでなく広く世界との自由貿易によるドイツの経済復興を目的にした。両者の間には、アデナウアーは主権の回復、エアハルトは経済復興というように、ドイツの復興に関して見解の相違があった。したがって、アデナウアーがシューマン宣言に同調したのは独仏和解のためであったが、国家主権の回復のためでもあった。EU形成における、パリ・ボン枢軸はこのようにして成立した。

フランスによるEUのリードは、1970年代のユーロ・ペシミズムを打破したフランスのEC委員長ジャック・ドロールによる単一欧州議定書の発表のときにも行使された。1970年代に、二回の石油危機の影響を最も強く受けたのはヨーロッパであった。この時代のスタグフレーションの解決でヨーロッパは日米に遅れ、その後の先端技術の開発でも日米に差をつけられた。単一欧州議定書は、このようなヨーロッパの危機を背景に市場と通貨との統合を加速させた。単一欧州議定書が推進力となって、ユーロが発行され、マーストリヒト条約では共通外交安全保障条約と司法内務協力をふくむ政治統合が規定された。

EU憲法草案でも、諮問会議議長として草案作成をリードしたのは前フランス大統領ジスカル・デスタンであった。EUは、このように発足当初からフランスにリードされて発展してきた。このため、EU建設の経済思想はドイツ（西ドイツ）で当時有力であった自由主義ではなく、フランスで有力であった社会主義であった<sup>(25)</sup>。EUの経済思想は、社会主義が基本で自由主義が補完している。このような関係のために、EUでは二つの経済思想は対立しても分裂を起こすことがなかった。

二つに、EUはフランスがリードしたとはいえ、経済統合には自由主義の経済理論が取り入れられた。このため、EUの形成で二つの経済思想は相互に対立しても、反発することはなかった。

EUの経済統合は、関税廃止を世界に押し広めるGATTやWTOのアメリカ型ではなかった。また、関税廃止を進めるが、EUのように域外への共通関税は定めないEFTAのイギリス型でもなかった。EUは、欧州経済共同体条約の第2部共同体の基礎第1編商品の自由移動第9条原則の第1項で「本共同体は、関税同盟を基礎とする」と規定したように関税同盟であった。域内の関税は廃止するが、域外には共通関税を設定している。この規定は、共同体設立条約（第3部共同体の政策第1編商品の自由移動第23条第1項）でも、欧州憲法設立条約（第3部EUの政策と機能第3編域内政策と行動第1章域内市場第3節商品の自由移動 III-151条）でも変わっていない。

このようにEUは関税同盟であるが、その関税は保護貿易を目的に設立された第1次大戦以前と第2次大戦以前の保護関税とは異なる。EUは、アメリカ型のように世界レベルではないが、地域レベルでの自由貿易を目的にしている。したがって域内だけを見れば、EUは保護貿易でなく自由貿易の経済圏である。域外に対しても、自由貿易を目標にする開かれた関税同盟である。

EUが自由主義の経済理論を大幅に受け入れたことは、EUの原点である石炭鉄鋼共同体設立条約を見ると明らかである。石炭鉄鋼共同体は最高機関（Haute Autorité）が設置されたことで、ドイツの自由主義からは基幹産業の社会化政策と受け取られた。鉱石・石炭・鉄鋼が最高機関で一元管理され、フランスの統制政策（dirigisme）による計画経済で生産・分配・消費が統括されると見なされた<sup>(26)</sup>。

しかし、ジャン・モネのもとで作成された石炭鉄鋼共同体条約は、ドイツの自由主義が懸念したような最高機関による基幹産業の一元管理を規定しなかった。モネは、ド・ゴールによってフランスの経済復興のプランをまかされた計画局長官であったが、石炭鉄鋼共同体では市場経済と計画経済のハイブリッド（混合形態）を形成した。

このため石炭鉄鋼共同体は、一方でGATTと同様に自由貿易を原則にした。例えば、第1編欧州石炭鉄鋼共同体第4条では、共同市場と両立しない貿易慣行として以下のものをあげている。輸入と輸出の関税、関税と同等の効果がある課徴金、数量制限、補助金、差別待遇等であって、これらのものは禁止された。他方、共同体内での異常な生産と価格の変動が生じたときは、最高機関の介入を認めた（第3編経済社会規定第4章生産（57条～59条）、第5章価格（60条～64条））。

このようにモネは、鉱石・石炭・鉄鋼の共同管理・共同利用・共同開発を最高機関の一元管理によらず、共同市場の価格調整を原則に実施した。この結果、石炭鉄鋼共同体はドイツの自由主義の批判を受けながらも、共同市場としては成功であったとの評価を受けた。それで、石炭鉄鋼共同体は欧州経済共同体へと受け継がれることになった。モネが石炭鉄鋼共同体の運営で市場経済を基本にして、計画経済を補完にしたのは、アメリカの圧力によるのかモネの判断によるかは意見が分かれる<sup>(27)</sup>。しかし、それが二つの経済思想のハイブリッドであったことは確かである。そしてこれが、その後のEU建設の伝統になっている。

## 7. EUの達成した三つの成果

1950年のシューマン宣言から、EU憲法の調印が終わった2004年にいたる50年を超えるEUの生成・発展・課題を回顧し展望すると、EUの達成した三つの成果が重要である<sup>(28)</sup>。

第一は、1993年に達成した市場統合である。加盟国の市場が一つに統合されたメリットは、広域市場の形成によって生産数量を増大し規模の経済性が見込まれるようになっただけではない。

EUの市場統合は、商品とサービスだけでなく、資本と労働の市場統合をも目的にしていた。これによって、域内の分業は多様に展開する。リカードの比較生産説による国際分業は、生産要素（土地・資本・労働）は国境を越えて移動しないことが前提になっている。これに対して、欧州経済共同体（EEC）設立条約は、商品・サービスだけでなく資本・労働の移動も自由にした（第1部原則第3条b項）。

市場統合には、さらにもう一つのメリットがある。それは、国家単位では容易であった独占市場と寡占市場を抑止し競争市場を促進する効果であった。中小の生産者が市場で競合し特定の生産者が価格への影響を行使しない競争市場は、企業規模が拡大すれば国家単位で阻止することは困難である。確かに、市場統合によって市場が国家を超えたとしても、企業もまた国家を超えて規模を拡大すれば市場統合の抑止効果は相殺される。しかし、国家単位では市場を独占する企業も、国際市場では他国の企業とは競争する。このように、市場規模が国家から地域さらに世界へと拡大すれば、企業は単独で市場を独占することは困難になる。市場統合は、独占企業や寡占企業を競争企業へと近づけさせる。このように、市場統合は競争市場の形成にとって有効である。

第二に、2001年に達成した通貨統合である。EU内の12カ国が自国の通貨を廃棄しユーロに統合したことで、ユーロ圏内での両替は必要がなくなり便利になった。しかし、通貨統合のメリットはこれだけではない。国家間の貿易で、外国為替相場の調整が必要でなくなった。貿易の黒字国と赤字国では、常に為替の切り下げ切り上げが問題になる。ユーロは、加盟国にこの煩雑な問題をなくさせた。さらに、中央銀行が一つになることで、通貨が統合される以前には必要であった国家間の為替相場の安定をはかる金利の調整も必要がなくなった。当然、金利の調整をめぐる国家間の争いもなくなった。それだけでなく、通貨統合は価格の比較がユーロ圏内では容易になったので、価格の平準化も進めさせる。いずれ、ユーロ圏内に一物一価が実現する。

第三に、経済統合を達成したことである。EUは市場統合と通貨統合とを進めたことで、ウィルヘルム・レブケのいう「市場・価格・支払共同体」(market, price and payment community)へと近づいた<sup>(29)</sup>。いかなる国家でも、市場は一つ、価格も同じ、通貨も一つである。EUが、この過程を経て国家を超えた国家になれば、中世以降の近代の歴史で繰り返された国民国家間の対立・紛争・戦争はヨーロッパからは遠ざかる。国家が一つになれば、戦争もなくなるからである。EUの政治統合と欧州統合は、この目標をもって出発した。確かに、EU憲法の批准をめぐってこの目標は新たに問い直されている。しかし、イギリスの自由主義からの国家主権の問題と、ドイツの自由主義からの集権の問題を棚上げすれば、政治統合と欧州統合とがヨーロッパに平和を実現させることに疑いはない。

EUがこれまでに達成した成果をこのように総括すると、これらの成果の功績はEUをリードしたフランスに帰せられる。確かに、市場統合・通貨統合・経済統合はいずれも古典学派的の経済理論を基礎にもっている。さらに、古典学派的の経済理論は、自由主義を経済思想としている。したがって、EUが達成した以上三つの成果は自由主義抜きには論じられない。しかし、理論を現実に着させる過程で、EUをリードしたフランスの社会主義の経済思想は無視できない。

フランスの社会主義がEU建設で果たした役割は、連帯 (solidarité) と社会政策とをEUのバック・ボーンとして貫いてきたことである。この二点は、石炭鉄鋼共同体設立条約から欧州憲法設立条約に至るまで変わっていない<sup>(30)</sup>。連帯は各条約の前文に明記され、社会政策は労働者の利益を配慮して石炭鉄鋼共同体設立条約のはじめから規定がある (第3編第46条-75条経済社会規定)。

1950年のシューマン宣言で用いられた連帯のコンセプトは、社会主義の経済思想の系譜に属する。社会主義は、団結・連帯・組合を価値として重視するからである<sup>(31)</sup>。連帯重視は、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) 設立条約・欧州経済共同体 (EEC) 設立条約・欧州憲法設立条約にも継承されている。ECSC条約の前文には、「ヨーロッパは、なによりも実質的な連帯を創造する実践的成果によってのみ建設される」とあり、EEC条約の前文には、「ヨーロッパと海外諸国とを結びつける連帯を意図し」とあり、EU憲法条約の前文にも、「ヨーロッパは、全世界にわたる平和と正義と連帯に向かって進むことを望む」とある。

連帯という社会統合を経済統合とともに重視した点が、ヨーロッパ型の経済統合である。加盟国の連帯によれば、関税の廃止や、国際分業の進展や、国際収支の調整は容易である。連帯は、人が共同作業をするとき最もいきいきとして実現する。リカードの国際分業とミルの国際収支の均衡に関しても、資源配分の自動的成立や国際収支の自動的均衡が理論通りに行かなくても、連帯があれば国家間の理解・信頼・協力によって問題の解決が可能になる。EUがフラ

ンスにリードされ、フランスが堅持した経済思想が連帯を重視する社会主義であったことは、イギリスとドイツとの自由主義とは相容れなくても、自由主義の限界を突破させた功績は正当に評価されなくてはならない。

## 8. ドイツの社会的市場経済からの批判 —— 制度的統合と機能的統合 ——

シューマン宣言が発表される二年前、1948年に西ドイツは通貨改革と市場経済への移行を同時に開始し経済復興を成功させた。後に、経済の奇跡と呼ばれるようになったこの経済改革を、成功させたのがエアハルトであった。エアハルトは、この成功の原因が自由にあることを機会あるごとに強調した。石炭鉄鋼共同体が発足した翌々年、1954年パリでの講演でエアハルトは、以下のように述べている。

「今日世界の人々がいたるところで『ドイツの奇跡』ということを言われるのですが、わたしにはあまり嬉しいことはありません。こういう言葉を、わたしはあまり使ってもらいたくはありません。なぜなら、これまで六年の間にドイツで起こったことは決して奇跡というものではなかったからです。それは、ただ単に自由の原則に従って、人間的な創意と、人間的な自由と、人間的な精力とに機会が与えられるようになった国民全体の誠実な努力の結果であったに過ぎなかったからです」<sup>(32)</sup>。

エアハルトの経済政策は、自由の価値と不可分であった。エアハルトにとって経済政策は、自由を実現させる秩序であった。したがって、自由を妨げる制度はエアハルトの経済政策では排除された。競争の自由を制限する独占企業や、企業のカルテル協定や、政府の公定価格や、労使の交渉による賃金決定なども市場の自由を妨げるものとして排除された。物価の安定を妨げる金融政策と財政政策も、エアハルトの経済政策からは遠ざけられた。外国との貿易を妨げる関税はじめ保護貿易のすべての制度も、斥けられた。

エアハルトによって創設された社会的市場経済には、このようにして市場の開放・物価の安定・貿易の自由という三つの原則が定められた<sup>(33)</sup>。エアハルトの定めた三つの原則がなぜ必要かという理由には、古典学派以降の経済理論だけでなく、ドイツ固有の歴史の教訓があった。例えば、物価の安定に関しては貨幣数量説以来の物価理論だけでなく、ドイツのインフレーションが教訓になっている。

エアハルトの経済政策を実現するには、経済活動に参加する経営者や労働者、生産者や消費者、国民一般が相互に合意できる行動原則を定めるだけで充分で、これを規制する制度は必要としなかった。合意できる秩序・ルール・法律があれば充分で、それ以上の制度は要らないというのがエアハルトの立場であった。このエアハルトの立場は、ロック以来の自由主義を継承している。これは、石炭鉄鋼共同体で最高機関を設置したフランスの立場と異なっていた。フランスのモネは、自由主義の経済政策を大幅に取り入れてはいたがロックでなく、ホブスの伝統に立っていた。エアハルトがモネの創設した石炭鉄鋼共同体を制度的統合として、自己の機能的統合に対比させたのは以上の理由からであった<sup>(34)</sup>。

しかし、社会的市場経済が自由放任の市場経済でないことは、社会的という限定修飾語によって示されている。社会的と社会主義とは区別されるが、社会的市場経済という名称のために、これは経済思想では対立するCDUとSPDという二つの政党の経済体制によって採用された。

このため、社会的市場経済はCDUのバージョンでは自由の価値に重きが置かれ経営側の利益を、SPDでは正義の価値に重きが置かれて労働側の利益が重んじられている。両者の間には、資源配分を社会保障と資本設備とでいずれに向けるかで意見の対立が生じやすい。

社会的市場経済の成立当初、社会的の解釈はこのコンセプトの形成に関与したオイケンの経済政策の原則では、以下のようであった<sup>(35)</sup>。

- (1) 市場が成果をあげるために（機能性原則）、成果を社会に還元するために（人間性原則）、市場秩序は独占市場でなく競争市場でなくてはならない。独占市場では、成果の社会への還元は妨げられる。
- (2) 市場に委ねられるのは経済過程であって、市場秩序の形成ではない。市場秩序の形成は、国家に委ねられる。国家は市場秩序の原則に従って、競争市場へと市場を近づける。社会的市場経済は、自由放任型の市場経済ではない。
- (3) 国家は、経済過程による調整には干渉してはならない。分配過程や投資過程に国家の干渉を認めるのは、福祉国家や完全雇用政策である。社会的市場経済は、分配過程や投資過程には干渉しない。市場の機能性を、妨げるからである。

オイケンの経済政策の原則は、その後CDUとSPDとの大連合時代（1966～69年）に変更された。SPDのカール・シラー蔵相は、総体的誘導によってオイケンとケインズの総合を計った。それ以降、社会的市場経済は社会主義と自由主義とで解釈と重点とを変えながら運用されている。社会的市場経済は、あたかも船体が左右にゆれながら平衡を保つように、二つの経済思想の間で重点を移しつつ運行を続けている。二つの経済思想の緊張関係と均衡関係とが、ドイツの社会を安定させている。ドイツは、これによってEUにとって緊張関係と均衡関係のモデルを提供している。

## むすび

EUの課題を展望して以下の三点を、重点項目としてあげておきたい。

第一に、EU憲法の批准を契機として、EUは二つの問題が問われることになった。一つは、イギリスの自由主義からの問題提起であってEU深化の問題であった。もう一つは、ドイツの自由主義からの問題提起であってEUの集権化の問題であった。前者は、連邦主義者と同盟主義者との対立、後者は制度主義と機能主義との対立であった。これは、経済思想では社会主義と自由主義との対立であった。さらにさかのぼれば、ホブスとロックとの対立でもあった。EUは、将来この問題を解決しなくてはならない。

第二に、EUは平和の実現を目標にスタートした。この目標は、アメリカ型の世界レベルの経済統合と同じであった。アメリカ型は自由貿易による経済統合で、政治統合をみざすものではなかった。一方ヨーロッパ型では、経済統合は政治統合から欧州統合にいたる通過点と位置付けられ、平和の目標は欧州統合をもって実現される。

しかし、平和の目標が疑問視されるようになってきている。なぜなら、フランスの国民投票の出口調査で、批准をnonと投票した比率が50%を下回ったのは65歳以上で、18歳以上65歳未満の戦争を知らない世代では50%を超えて高かったからである<sup>(36)</sup>。このため、EUは平和を理由に深化を進めることが疑問視されている。

すべて価値というものは平和に限らず一旦実現すると、その価値を失う。EUが政治統合さらに欧州統合に進むためには、なにを目標にするかが新たに問われている。人は、崇高な理念でなく目前の利益で行動するとすれば、EUの将来は理想主義でなく現実主義に委ねられることになる。果たして、これは妥当かどうか問われている。エアハルトの時代にドイツ国民がもっていた自由の理念と同じく、シューマンの時代の平和の理念も、当時のいきいきとした価値を失ったとすれば、これらは歴史的使命を終えたといって捨て去るのか、あるいは価値のルネッサンスを起こすのかは欧州市民が答えを出すことになる。

第三に、EUはフランスがリードし、ドイツがサポートする形で発展した。その他の加盟国も、ドイツと同じ立場であった。しかし、ドイツはEUをリードしようとはしなかったが、EUの生成・発展・課題においてモデルを提供した。EU憲法に採用された社会的市場経済が、その最もよい例である。それだけでなく、EUが連邦国家へと移行するときにきたら、ドイツはそのためのモデルをも提供する。さらに、EUが、二つの経済思想である社会主義と自由主義との緊張関係と均衡関係によって発展するとすれば、ドイツはそのためのモデルにもなる。

EUは、その是非はいずれにしても妥協によって成立する。EU憲法第1部第1編EUの定義と目的第I-8条EUの象徴は、以下の規定になっている。「EUのモットーは、『多様性のなかでの統一性』(united in diversity)でなければならない」。

EUは、多様性を維持しながら分裂の危機を回避して、統一性を実現するという困難な課題に挑戦することになる。この挑戦の中で、自由主義と社会主義は真価が問われることになる。

#### 註

- (1) フランスの投票結果は、投票率69.7%、反対54.87%であった。オランダは、投票率62.8%、反対61.6%であった(「朝日新聞」2005年5月31日付け。同2005年6月3日付け)。以上の結果を受けて、EUは2005年6月16日の欧州理事会の首脳会議で、2006年11月のEU憲法の発効を延期することで合意した。首脳会議の議長国ルクセンブルクのユンケル首相は同日の記者会見で「当初見込んだ06年11月の期限はもはや守れない」と語った(「日本経済新聞」2005年6月18日付け)。
- (2) EU憲法は、第4部一般及び最終規定IV-446条で以下のように規定している。
  - 1項「本条約は、それぞれの締約国の憲法の規定に従って批准されなければならない。批准文書はイタリア共和国政府に寄託されなければならない」。
  - 2項「本条約は、もしすべての批准文書が寄託されれば、2006年11月1日に発効する。そうでなければ、最後の調印国の批准文書が寄託された月の次の月の1日に発効する」。
- (3) 批准を終えた加盟国は、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリア、ハンガリー、ギリシャ、スロベニア、スロバキア、リトアニア、ラトビアの10カ国である。
- (4) 未批准国で国民投票を予定している国は、ルクセンブルグ、デンマーク、ポルトガル、ポーランド、アイルランド、イギリス、チェコの7カ国である。議会承認を予定している国は、ベルギー、エストニア、キプロス、マルタ、フィンランド、スウェーデンの6カ国である。
- (5) イギリスにならって批准手続きの延期を表明した国は、デンマーク、チェコ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、フィンランドの6カ国である(「朝日新聞」2005年6月8日付け)。
- (6) A song for Europe, in, The Economist, May 28 Th - June 3 Rd 2005.
- (7) Desmond Dinan, Ever Closer Union ? 1994, p.28.
- (8) 鉢野正樹「国民国家とグローバリゼーション」(『北陸大学紀要』第27号2004年) p.77.
- (9) Lars P. Feld: Eine Europäische Verfassung aus polit-ökonomischer Sicht, in, ORDO Band 54, 2003, S.296.
- (10) 「欧州憲法条約の批准に関するEU加盟国元首・首脳の声明」(「広報誌“ヨーロッパ”」EU News 44/2005-2005/06/18 欧州委員会日本代表部[http://jpn.cec.eu.int/home/news\\_jp\\_newsobj1233.php](http://jpn.cec.eu.int/home/news_jp_newsobj1233.php))
- (11) The Europe that died and the one to save, in, The Economist, June 4 Th-10 Th 2005.
- (12) Desmond Dinan, Ever Closer Union ? p.12.

- (13) Frank McDonald, Introduction, in, European Economic Integration, edited by Frank MacDonald and Stephan Dearden, 2nd.ed., 1994, p.xix.  
C.D.E.Collins, History and institutions of the EC, in, The Economics of the European Community, edited by Ali M. EL-Agraa, 4th.ed.,1994, p.21.
- (14) The EU at a glance- Declaration of 9 May 1950, in, EUROPA, <http://europa.eu.int/>
- (15) 社会的市場経済の規定は、欧州憲法設立条約草案では、第1部第1章EUの定義と目的第3条EUの目的第3項にある。  
「EUは、均衡のとれた経済成長、すなわち高度に競争的で完全雇用と社会進歩とを旨とする社会的市場経済に基づき、高水準の環境の質の保護と改善をとまなうヨーロッパの持続的発展のために働かなければならない。EUは、科学と技術との発展をも促進しなければならない」。  
欧州憲法設立条約では、若干の修正がされている。これでは、第1部第1章EUの定義と目的I-3条EUの目的第3項で以下の規定になっている。  
「EUは、均衡のとれた経済成長と物価安定、すなわち完全雇用と社会進歩を旨とする高度に競争的な社会的市場経済と、環境の質の高水準の保護と改善とに基づくヨーロッパの持続的発展のために働かなければならない。EUは、科学と技術との発展をも促進しなければならない」。
- (16) Manfred E. Streit: Die „Verfassung Für Europa“ — Bemerkung zu einem ordnungspolitischen Dauerproblem, in, ORDO Band 55, 2004, S.334.
- (17) Lars P. Feld: Eine Europäische Verfassung aus polit-ökonomischer Sicht, S.302.
- (18) 鉢野正樹「国民国家とグローバリゼーション」(『北陸大学紀要』第27号 2004年) pp.80-81.
- (19) Manfred E. Streit: Die „Verfassung Für Europa“ — Bemerkung zu einem ordnungspolitischen Dauerproblem, S.335.
- (20) Lars P. Feld: Eine Europäische Verfassung aus polit-ökonomischer Sicht, S.296.
- (21) a.a.O.S.311.
- (22) a.a.O.S.303.
- (23) Desmond Dinan, Ever Closer Union ? p.22.
- (24) Ibid., p.22.
- (25) ジェフリー・オーウェン著 和田一夫監訳『帝国からヨーロッパへ』名古屋大学出版会(2004年) pp.35-36.
- (26) A.J.Nicholls, Freedom With Responsibility- The Social Market Economy in Germany 1918-1963, 1994, p.341.
- (27) Desmond Dinan, Ever Closer Union ? p.23.  
A.J.Nicholls, Freedom with Responsibility, p.342.
- (28) 鉢野正樹『現代ドイツ経済思想の展開』文眞堂(1993年). pp.254-256.
- (29) Wilhelm Röpke, International Order and Economic Integration, tras. by G.E.Tricks, J.Taylor and C.Käufer, 1959, p.159.
- (30) ハンプトンコート(英国南部)でEUの非公式首脳会議が開かれたことを伝えた記事の中で、シラク大統領が英紙フィナンシャル・タイムズへ寄稿した文章(2005年10月26日付け)の一部が紹介された。この中で、シラク大統領はフランスのこれまでとってきた連帯重視の姿勢を明確にしている。「欧州を単なる自由貿易圏にとどめてはならない。連帯に根ざした政治的、社会的欧州が必要だ」(『朝日新聞』2005年10月28日付け)。
- (31) 鉢野正樹『現代ドイツ経済思想の源流』文眞堂(1989年) p.84.
- (32) Ludwig Erhart: Deutsche Wirtschaftspolitik, 1962, S.255.
- (33) 鉢野正樹『現代ドイツ経済思想の展開』. p.79.
- (34) a.a.O.S.257.
- (35) 鉢野正樹「オルドー学派による労働市場、社会政策、福祉国家の批判的分析」(『北陸大学紀要』第19号 1995年). p.46.
- (36) 「EU憲法『ノン』フランス国民」(朝日新聞2005年6月4日付け)。

## 参考文献

- Hans Jürgen Küsters: Die Gründung der Europäischen Wirtschafts gemeinschaft, 1982.  
Ludwig Erhart: Deutschlands Rückkehr zum Weltmarkt, 1954.  
Ludwig Erhart: Wohlstand für alle, 1957.  
Ludwig Erhart: Die Zukunft der Bundesrepublik Deutschland, 1975.  
Ludwig Erhart: Grenzen der Demokratie ?, 1973.  
Walter Eucken: Die Grundlagen der Nationalökonomie, 8.Aufl., 1965.  
Wilhelm Röpke, International Order and Economic Integration, trns. by G.E.Tricks, J.Taylor and C.Käufer, 1959.



Ludwig von Mises: Die Gemeinwirtschaft, 1922.

Othmar Spann: Der wahre Staat, 1921.

Eduard Heimann: Soziale Theorie der Wirtschaftssysteme, 1963.

エドゥアルト・ハイマン著 野尻武敏・足立正樹訳『近代の運命』新評論（1987年）。

南原繁著『国家と宗教』岩波書店（1968年）。

南原繁著『政治理論史』東京大学出版会（1967年）。

福田歓一著『政治学史』東京大学出版会（2002年）。

永井道雄責任編集『ホッブス』中公バックス世界の名著 中央公論社（1979年）。

大槻春彦責任編集『ロック ヒューム』中公バックス世界の名著 中央公論社（1980年）。

平岡昇責任編集『ルソー』中公バックス世界の名著 中央公論社（1978年）。

事典『現代のドイツ』大修館書店（1998年）。